

(目的)

第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(過疎地域自立促進のための対策の目標)

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
- 二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。
- 三 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。
- 五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

現行過疎法の目的・目標等について

過疎対策の目的

住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成

過疎対策の目標

地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進

1 産業の振興と安定的な雇用の増大

産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発

2 交通の確保

道路その他の交通施設の整備

3 通信基盤の整備、情報化

通信施設等の整備

4 地域間交流の促進

5 住民の生活の安定と福祉の向上

生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興

6 個性豊かな地域社会の実現

美しい景観の整備、地域文化の振興

7 地域社会の再編成の促進

基幹集落の整備及び適正規模集落の育成

「これからの過疎対策について（平成11年6月）」 （過疎問題懇談会中間取りまとめ）の考え方（要約）

（参考）

過疎地域の役割と過疎対策の意義

1 安全・安心な暮らしの確保

- ・ 道路、通信基盤、汚水処理、医療等の基礎的分野における格差は未解消。国民生活のナショナルミニマム確保のため今後も実施が必要
- ・ 治山・治水等国土保全対策事業は下流域を含め国全体の安全な暮らしの確保の観点でも重要

2 多様で美しく風格ある国土づくりへの寄与

- ・ 美しく風格ある国土創りのため豊かな自然や多様な文化をもつ地域社会の維持・発展が不可欠。
- ・ とりわけ自然環境保全整備は過疎地域が果たすべき極めて重要な役割

3 国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割

- ・ 新規定住・半定住・交流による居住者・滞在者の生活の場として過疎地域を整備することにより、都市住民を含む国民一般が生きがいや自己実現のための新しい生活様式を実現する場を提供することとなる

4 長寿高齢社会の先駆けとしての役割

- ・ 過疎地域は、高齢者が安心して日常生活を送れる条件づくりや、若者の数が相対的に少ない過疎地域でも高齢者がその潜在的な能力や経験を発揮して地域社会を支えていく仕組みを作るうえで貴重なモデルを提示している。

過疎対策の施策の新たな方向

1 美しく風格ある個性的な地域づくり

…自己責任原則、地域間競争を前提に、戦略的・重点的な施策の展開により、地域の個性化を推進

2 都市との交流による新しい生活様式の実現の場としての環境整備

…新たな住民の参入を前提にした社会資本整備の推進とともに、都市住民と過疎地域住民間、世代・性別間など開かれた地域社会の構築を目指した施策

3 多様な起業と人材育成による地域経済自立への挑戦

…多様な人材の育成や導入、地域間交流の推進、情報集積による地域の特性・優位性のPR、企業進出への側面的支援

4 地域間の連携と広域的対応の推進

…市町村の境界にとらわれない、住民の視点に立った広域的な発想で、関連する地域が相互に機能を補完し合って連携していく

5 長寿高齢社会の先駆けとしての地域社会の整備

…全国に先駆けた長寿高齢社会のモデル地域として高齢者の生きがいある生活を支えるとともに、ハード・ソフト両面に亘って福祉サービスを充実し、快適に過ごせる地域社会を実現

過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書（平成19年3月総務省過疎対策室）

「第5章 過疎対策の評価と今後の過疎地域振興のあり方の検討」（p227～p243）要旨

（参考）

5-1. 過疎地域を取り巻く背景

- ①全国規模での人口減少と高齢化の進行（H17は全国規模で出生数<死亡数、高齢化率16.8%(H12)→20.1%(H17)）
- ②市町村合併の進展（全国：3229団体→1804団体、過疎関係市町村：1210団体→738団体）
- ③地域産業（農林水産業・建設業）の疲弊
- ④都市と過疎地域（農山漁村）の共生の模索
- ⑤新たなステージにおける人口流動化の促進（団塊世代等のUIターンの加速が期待、「田舎暮らし」「交流居住」「二地域居住」等の動き）

5-2. これまでの過疎対策の成果・効果と過疎地域に残された課題

成果・効果

- ①産業振興と安定的な雇用の増大
 - ・生産農業所得の全国との格差が縮小 [差8兆円(H2)→6兆円(H16)]
 - ・民間や住民団体等が主体となった内発型産業の展開
- ②交通・通信基盤の整備と地域間交流の促進
 - ・市町村道改良率の向上 [9.0%(S45)→48.0%(H14)]、
舗装率の向上 [2.7%(S45)→65.5%(H14)]
 - ・交流居住人口の増大
- ③住民の生活の安定と福祉の向上
 - ・上水道の普及 [普及率56.6%(S45)→88.3%(H14)]
 - ・無医地区の大幅減少 [無医地区数1168(S53)→621(H16)]
- ④個性豊かな地域社会の形成
 - ・資源を活かした都市部との交流
 - ・自然環境の保全、美しい景観の整備
- ⑤地域社会の再編成の促進
 - ・集落再編成による地域コミュニティの活性化
 - ・住宅整備による転入増 [H2～H17で約46,000戸整備]

課題(主なもの)

- ①産業振興と安定的な雇用の増大
 - ・農林水産業における担い手の確保、育成
 - ・外発的開発ばかりでなく、内発型産業の充実、強化を支援
- ②交通・通信基盤の整備と地域間交流の促進
 - ・ダイヤモンドバスや乗合タクシー等の導入による交通の確保
 - ・ブロードバンドや携帯電話エリア等の情報通信体系の整備
- ③住民の生活の安定と福祉の向上
 - ・生活排水関連施設の整備
 - ・医師の確保(特に小児科、産婦人科)
- ④個性豊かな地域社会の形成
 - ・貴重な地域文化の継承対策
 - ・地域の个性的で特徴ある優れた景観の保全
- ⑤地域社会の再編成の促進
 - ・集落の維持・活性化
 - ・空き家の有効活用、住宅用地の確保

5-3. 今後の過疎地域の振興方策のあり方

これからの過疎地域振興の意義と理念

- ①都市との共生・互恵関係に基づく過疎地域振興
 - ・過疎地域は、水や食料の供給、洪水などの自然災害の防止、森林による地球温暖化防止の役割などを担っている
 - ・豊かな自然環境、多様な歴史・伝統文化が都市住民に安らぎの場を提供
 - ・都市と過疎地域の存立は互恵関係にあり、その共生が不可欠
- ②農地や林地等の適切な保全・管理を通じた「美しく風格ある国土」と「一人ひとりの安全安心の確保」
 - ・農地や林地等の適切な保全・管理を通じ、国土や地域の保全、自然環境・生態系の維持や固有の文化の継承
 - ・過疎地域における農業振興は、国民一人ひとりが安全安心な暮らしを営む上でも意義あり
- ③市場経済原理が成り立たない部分でのナショナルミニマムの確保と真の自立に向けた地域の最適状態（ローカルオプティマム）の実現
 - ・過疎地域に人がいる限り、最低限の生活を維持・保障する必要。医療・教育の確保など市場経済原理で成り立たない部分の補完が必要
 - ・最低限のナショナルミニマムを確保しつつ、都市とは異なる持続的な発展を可能とするローカルオプティマムの実現を支援

(※) 農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。一次×二次×三次＝六次産業（H18年度 食料・農業・農村白書）

今後の過疎対策を検討する際の視点

- ①「条件不利性の是正」と「地域の個性ある発展」の両面からの検討
 - 最低限のナショナルミニマムの確保に向けて条件不利性を是正し必要な水準を確保するための「普遍性」と、主体的な地域づくりのための「個別性」の両面から過疎対策を検討
- ②主体的かつきめ細やかな地域づくりの一手法としての地域自治力の強化
 - 地域自治組織の活用など住民の地域自治力を強化し、市町村行政との協働関係や協働体制を構築。住民自治力を高めながらきめ細かな施策の展開により地域社会を維持していくことが重要
- ③Uターン者の参画促進などによる地域社会の担い手の確保
 - 人口は減少しても、人と人が活発に交流し、多様なネットワークが構築されることによる地域活性化の仕組みづくりが必要。都市からの転入者を核とした地域振興の可能性
- ④地域経済の再構築と複合的な地域経営システムの開発
 - 過疎地域は市場経済原理が働きにくいいため、生産から流通までを農業者が行う「第6次産業(※)型経済」、グリーンツーリズムなどの「交流産業型経済」、地域資源の活用のみならず保全も重視する「地域資源保全型経済」、地域内で資金を循環させる「小さな経済」という4つの視点から地域経済を再構築することが重要
- ⑤核となる地方都市との連携
 - 過疎地域のみを対象とした対策ばかりでなく、核となる地方都市との連携という視点を併せて持つことが重要（特に医療、福祉、教育など）
- ⑥過疎対策における市町村行政の役割
 - 市町村は過疎対策の事業主体という役割のみならず、地域コミュニティやNPO・企業など多様な主体を補完的、側面的に支援するという役割も重視